

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 6 月 2 8 日
由 布 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）第 8 条
第 1 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同
条第 4 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類			実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○	湯布院	無	令和 2 年度～令和 6 年度	エコの会
		○	由布市	無	令和 2 年度～令和 6 年度	ゆふつちまみれの会